



第3期石町総合戦略

令和7年3月

第3期雫石町総合戦略

目次

第1章 第3期雫石町総合戦略の概要	1
1. 総合戦略策定の趣旨	1
2. 国及び県の総合戦略との関係.....	2
3. 第三次雫石町総合計画との関係.....	4
4. 総合戦略の推進体制とマネジメントサイクルによる効果検証.....	5
5. これまでの取り組みの実績	7
第2章 将来像と基本目標.....	9
1. 将来像	9
2. 国の総合戦略における施策の方向性.....	10
3. 雫石町の地域ビジョンとしての基本目標.....	11
第3章 施策と主な取り組み.....	12
基本目標1 いきいきと仕事のできるまちづくり	12
基本目標2 誰もが住みやすいまちづくり	17
基本目標3 安心して結婚・出産・子育てができるまちづくり.....	21
基本目標4 特色ある地域づくりとみんなで支え合うまちづくり	24
【参考資料】	29

第1章 第3期雫石町総合戦略の概要

1. 総合戦略策定の趣旨

(1) 策定の目的

平成26年11月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、客観的な分析に基づいてその課題を把握し、人口減少に歯止めをかけ、実効性のある地方創生の取り組みを推進するため、本町人口の将来展望を示す雫石町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）に示す将来の方向性を踏まえた上で、その実行計画となる第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）を令和2年3月に策定しました。現在、令和2年度から令和6年度までの総合戦略に取り組んでいますが、令和2年（2020年）より拡大した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、テレワークの普及や地方移住への関心の高まり等、社会情勢がこれまでと大きく変化するとともに、紛争による不安定な世界情勢は経済情勢にも影響を与えています。

こうした変化を踏まえ、国はデジタルの力を活用した地方の社会課題の解決を目指し、地方創生を加速化・深化させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するため、令和4年（2022年）12月に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、その後、令和5年（2023年）12月に2023改訂版を策定しました。この実現にあたり、国と地方が連携・協力しながら推進することが必要であり、地方では、それぞれの地域が抱える課題等を踏まえ、地域の個性や魅力を活かす地域ビジョンとして「地方版総合戦略」の策定に努めるとされています。

町では、国の取り組みと連携し、人口減少社会における課題解決に向け、デジタル技術の浸透・進展等を踏まえ、地方版総合戦略として本総合戦略を策定するものです。

(2) 位置づけ

総合戦略は、人口ビジョンを踏まえ、将来にわたって活力ある地域社会を維持し、人口減少への有効な手だてをとるための基本目標を定めるとともに、今後5年間の取り組み方向や具体的な施策や数値目標等を定めるもので、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、国及び県の総合戦略等を勘案して、特に人口減少問題に対応し、これまで受け継がれてきた本町の魅力を将来にわたって維持するとともに、誰もが安心して豊かに暮らし、活躍できるまちとして発展し続けるため策定するものです。

また、本町は盛岡広域圏を構成する盛岡市、滝沢市、八幡平市、葛巻町、岩手町、矢巾町及び紫波町と、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持することを目標とした「連携中枢都市圏」の形成に向けた検討を進め、都市圏の将来像や具体的な連携事業を「連携中枢都市圏ビジョン」にまとめています。

このことから、本総合戦略は連携中枢都市圏における本町の役割を踏まえ、「連携中枢都市圏ビジョン」との連携を図り策定するものです。

(3) 計画期間

総合戦略の計画期間は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略及び第2期岩手県ふるさと振興総合戦略に合わせ、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

2. 国及び県の総合戦略との関係

町の総合戦略の策定にあたっては、国や県の総合戦略における基本的な考え方や、基本方針等を勘案して策定したものです。

(参考) 国のデジタル田園都市国家構想総合戦略

■ デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）

基本的考え方

- ◇「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ◇デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- ◇これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

施策の方向

◇地方の社会課題解決

① 地方に仕事をつくる

○中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光DX 等

② 人の流れをつくる

○移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上 等

③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進 等

④ 魅力的な地域をつくる

○地域生活圏、教育DX、医療・介護DX、地域交通・物流・インフラDX、防災DX 等

◇国によるデジタル実装の基礎条件整備

① デジタル基盤の整備

○デジタルインフラの整備、デジタルライフライン全国総合整備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大 等

② デジタル人材の育成・確保

○デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成 等

③ 誰一人取り残されないための取組

○デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現 等

政策間連携・施策間連携・地域間連携の推進

【政策間連携】

○デジタル行財政改革会議における議論の進展や「デジタル行財政改革中間とりまとめ」等も踏まえつつ、規制改革を始めとする政策と連携しながら、一体的に推進 等

【施策間連携】

○各省による重点支援や地方支分部局の活用等による伴走型支援等を通じて、地域が目指す将来像の実現を支援 等

【地域間連携】

○自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進 等

■ 第2期岩手県ふるさと振興総合戦略（令和5年12月改訂）

4つの基本目標（施策推進目標）

（1）岩手で働く

- ① やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指す
《施策推進目標》

若者の仕事や移住に関する願いに応え、県外への転出と県内への転入を均衡させる社会減ゼロを目指す

- 1-1 商工業振興戦略
- 1-2 観光産業振興戦略
- 1-3 農林水産業振興戦略
- 1-4 ふるさと移住・定住促進戦略

（2）岩手で育てる

- ② 社会全体で結婚、妊娠・出産、子育てを支援し、安心して子どもを生み育てられる社会を目指す
《施策推進目標》

結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、若い世代の就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指す

- 2-1 若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略
- 2-2 子育て支援戦略

（3）岩手で暮らす

- ③ 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す

《施策推進目標》

岩手に住みたい、働きたい、帰りたいという人々の願いに応えられる豊かなふるさと岩手をつくりあげる

- 3-1 魅力あるふるさとづくり戦略
- 3-2 文化・スポーツ振興戦略
- 3-3 若者・女性活躍支援戦略
- 3-4 保健・医療・福祉充実戦略
- 3-5 ふるさとの未来を担う人づくり戦略

（4）岩手とつながる

- ④ 関係人口や交流人口の拡大を図り、岩手と多様な形でつながることのできる社会を目指す
《施策推進目標》

岩手に来たい、関わりたい、つながりたいという思いに応え、多様な形で、いつでも、どこでも誰もが岩手とつながる社会を目指す

- 4-1 関係人口創出・拡大戦略
- 4-2 いわてまるごと交流促進戦略

ふるさと振興を進める分野横断の戦略

4本の柱に基づく13の戦略の展開に加え、岩手の地域性や優位性や強みを生かした4つの分野横断の戦略を展開

- 1 国際研究・交流拠点地域経営戦略
- 2 北上川流域産業・生活高度化戦略
- 3 新しい三陸創造戦略
- 4 北いわて産業・社会改革戦略

3. 第三次雫石町総合計画との関係

当町においては、全体の総合的な振興・発展を目指し、令和2年度から令和9年度までの8年間（前期4年（令和2年～5年度）、後期4年（令和6～9年度））を期間とした、第三次雫石町総合計画（以下「総合計画」という。）を町の最上位計画として策定し、それに基づいたまちづくりを進めています。

総合戦略は、喫緊の課題である人口減少の克服や、雇用を含めた地域の活性化を主な目的としており、これらは重点的に取り組む事項として既に総合計画基本構想の中にも掲げられていることから、総合計画全般における人口減少対策分野の戦略としての位置づけを明確にするとともに、その実施にあたっては、総合計画の基本理念である「協働」を念頭に、総合計画と整合性を図りながら「協働のまちづくり」を進めるとともに、各種分野における既存の上位関連計画との調整を行い、戦略的・一体的に施策を進めることができるよう留意します。

第3期雫石町総合戦略の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、総合計画に掲げる成果指標にも関連性をもたせ、毎年、事業効果の検証を行いながら目標に向かって推進するものとします。

「総合計画」との関係のイメージ

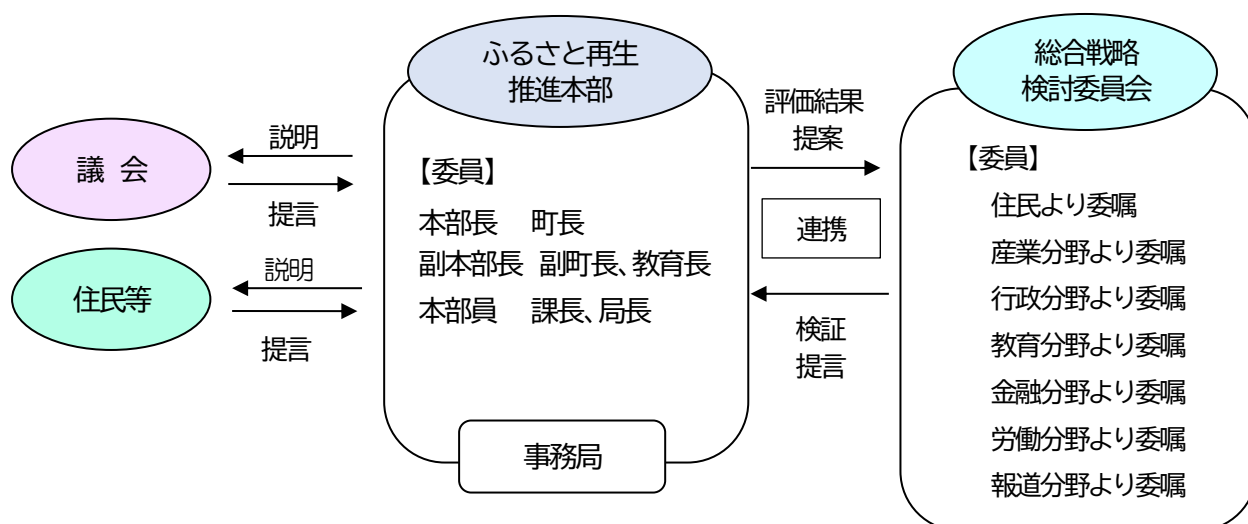


4. 総合戦略の推進体制とマネジメントサイクルによる効果検証

総合戦略を効果的・効率的に推進していくためには、住民、関係団体や民間事業所等の参加・協力が重要であることから、住民をはじめ、産業分野、行政分野、教育分野、金融分野、労働分野、報道分野（産官学金労言）等の委員で構成される「雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）によって、幅広い視点により方向性や具体的施策について審議・検討するとともに、毎年の進捗状況や効果を評価・検証し、見直しに反映させることとします。

また、PDCAサイクル^{※1}の運用にあたっては、検討委員会での検証のほか、総合戦略に基づく施策を全庁的に取り組む必要があることから、それぞれの分野単独での施策推進に留まらず、横断的な連携により効率的かつ効果的な取り組みが必要となります。このことから、町長を本部長とし全管理職によって構成される「ふるさと再生推進本部」において、検討委員会の提言を踏まえ、検証結果の検討と各施策の見直しを行うとともに、必要に応じて、総合戦略の改訂を行うものとします。

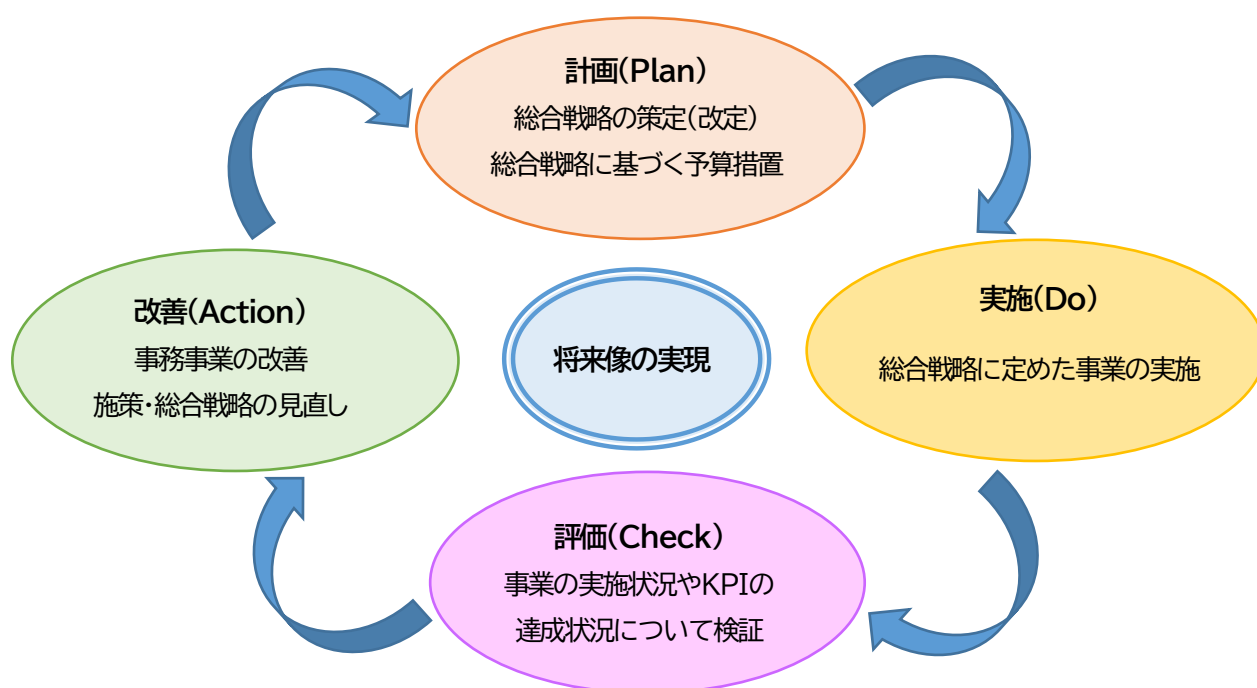
推進体制のイメージ



総合戦略では、基本目標の達成度や施策の効果を客観的に検証できるように、基本目標については数値目標、各施策には重要業績評価指標（KPI※2）を設定し、PDCAサイクルによる既存の事務事業評価制度を活用した継続的な検証を行います。

本町では、これまでも総合計画の推進の中でPDCAサイクルを用いた評価や、事務事業の見直しを行っていましたが、総合戦略で掲げる基本目標や成果目標に対する進捗結果を収集し、行政内部における評価のみならず外部組織による検証・評価を確実に実施し、継続的に内容を改善しながら次の展開へと進めます。

PDCAサイクルのイメージ



※1 PDCAサイクル: Plan-Do-Check-Action の略称。

Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Doとして効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Checkとして地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Actionとして検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

(内閣府地方創生推進室「地方版総合戦略策定のための手引き」より)

※2 KPI: Key Performance Indicator の略称

組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味し、達成状況を定点観測することで目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握できるようになる。

5. これまでの取り組みの実績

【人口ビジョンの目標と実績】



実績	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	目標値 (R 6年度)
社会増減	△96 人	△95 人	△7 人	△29 人	0 人
合計特殊出生率	1.17 (R1)	1.17 (R2)	1.05 (R3)	1.01 (R4)	県平均以上 (R5)
県合計特殊出生率	1.34 (R1)	1.30 (R2)	1.31 (R3)	1.21 (R4)	県平均以上 (R5)

※社会増減…「住民基本台帳移動報告」(調査期間 10/1～9/30)における社会増減。

合計特殊出生率…「人口動態統計」(調査期間 1/1～12/31)における合計特殊出生率。

令和元年度以降、社会増減は社会減が増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による転出者の減少や地方への移住の需要の高まりによる移住数の増加により、令和4年度に一時的に社会増減が減少しました。

社会増減の主な理由としては、高校卒業以降の転出数が多いことや、20代を中心とした若年層が転出した後のUターン※がみられないことが挙げられます。

加えて、合計特殊出生率は、男女とも未婚率が緩やかに上昇していることに加え、男女の雇用労働環境の変化といった社会的要因等も重なり県平均を下回りました。

※Uターン…地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻ることを。

【総合戦略の目標と実績】

基本目標1 いきいきと仕事のできるまちづくり

実績	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	目標値 (R 6年度)
一人あたり町民所得水準	86.3% (H30)	90.5% (R1)	89.9% (R2)	91.3% (R3)	95.0%以上 (R4)

※岩手県市町村民経済計算年報を基に、県民所得水準に対する町民所得水準の割合を算出。

町民所得水準は、令和2年度(平成30年度実績)からは増加しているものの、令和5年度(令和3年度実績)は91.3%となっており、横ばい傾向となっています。ただし、令和4年度(令和2年度実績)から新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、一人当たりの町民所得水準が低下しているため、アフターコロナや物価高騰に対する取り組みが必要となっています。

また、雇用環境として後継者や担い手不足が発生していると捉えることから、新規就業者数を増やすため新卒者や若者が望む就労先を創出することや、住民および移住者の雇用機会の確保や地元事業者との連携等を推進していく必要があります。

基本目標2 誰もが住みやすいまちづくり

実績	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	目標値 (R 6年度)
転入者数	305 人	346 人	357 人	339 人	500 人

※「住民基本台帳移動報告」(調査期間 10/1～9/30)における転入者数。

町の総人口は、国勢調査における平成 12 年のピーク人口 19,750 人から減少し、ほぼ比例して転入者数の減少が続いていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による転出者数が鈍り、地方への移住需要に伴い、転入者数・移住者数が増加したことにより、転入者数が令和 3 年度より横ばいとなっています。

転入者数を増やすために、住みやすいまちづくりの取り組みを強化するとともに、魅力あふれるまちの積極的な情報発信を推進し、近隣市町村はもとより首都圏等の都市部からの転入を促進していく必要があります。

基本目標3 安心して結婚・出産・子育てができるまちづくり

実績	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	目標値 (R 6年度)
出生数	64 人	56 人	48 人	45 人	100 人

※「人口動態統計」(調査期間 1/1～12/31)における出生数。

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大や有配偶率の減少と相まって、目標値および合計特殊出生率も県平均を下回りました。子どもを産み育てる 20～30 代の人口が平成 29 年の 2,898 人から令和 5 年には 2,260 人と約 22%減少しており、出生数が減少する要因となっていると考えられます。

出生数を増やし、子どもを産み育てる世代の減少に歯止めをかけるため、結婚・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組み、安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりを推進していく必要があります。

基本目標4 特色ある地域づくりとみんなで支え合うまちづくり

実績	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	目標値 (R 6年度)
地域運営組織数	0 組織	0 組織	2 組織	2 組織	4 組織

※各地域において住民自らが策定した地域づくりに関する計画を実践するための運営組織数。

平成 27 年度に策定した「4 地区別地域づくり計画」を基に、平成 30 年度に開催した「地域の組織活動を考える会」等での地域課題について、地域自らが解決する仕組みづくりに向けた地域運営組織や検討会等の開催を支援し、これまでに 2 地区において地域運営組織の設立に至りました。

今後、さらなる協働のまちづくりの浸透を図り、地域の実情に応じた防災・福祉・教育・健康・関係人口等の取り組みを連携させ、地域経済の活性化に向け、みんなで支え合うまちづくりを推進する必要があります。

第2章 将来像と基本目標

1. 将来像

(1) 将来の方向

人口ビジョンで示しているように、本町の人口の将来予測に対応するためには、転出者の抑制や転入者の増加によって人口減少に歯止めをかけ、定住人口を確保する必要があります。また、出生率の向上に伴う年少人口の増加によって人口の若返りを図り、子育て世代が地元で安心して仕事のできる環境を整備する等、人口の安定化により地域経済力の維持・向上を目指す必要があります。

こうした「まちづくり」を目指すため、本町の総合計画における「まちづくりの基本理念」に示された考え方にに基づき、目指すべき将来の方向を次のように定めます。

みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしづくり

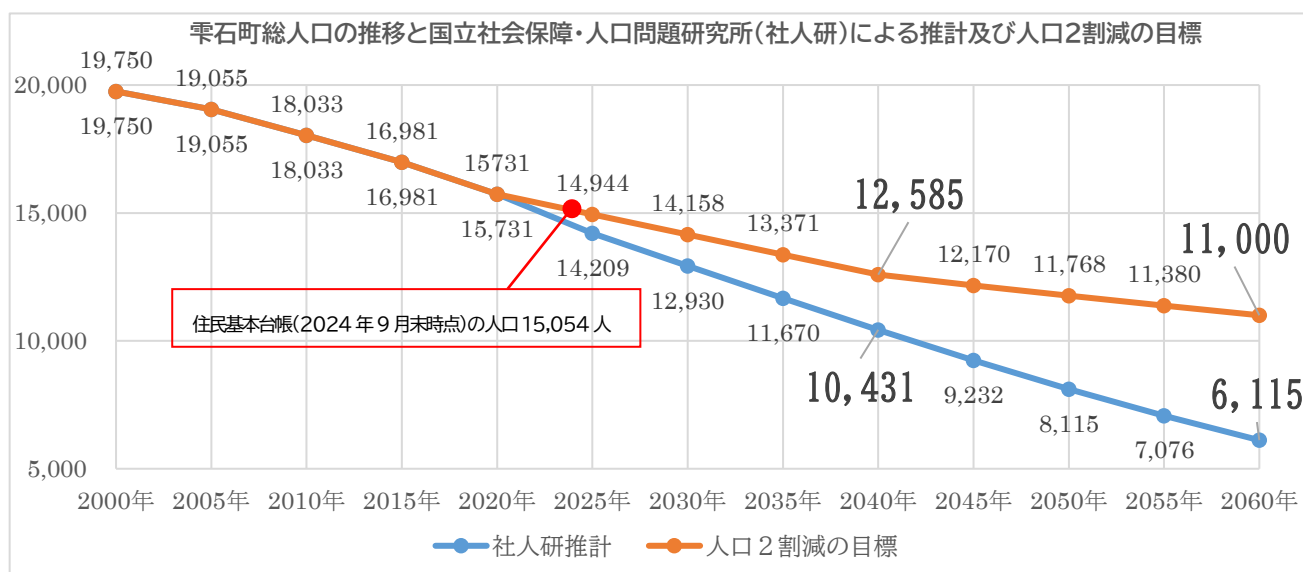
(2) 計画期間での人口動態の目標

人口ビジョンにおける人口の将来展望では、可能な限り人口減少の速度を緩やかなものとしながら、将来の人口目標を以下のとおり設定しています。

人口ビジョンの目標

- ①目標1 2020 年以降、20%程度の人口減少に抑える
2040 年に 12,600 人を目指す
- ②目標2 2040 年以降、人口減少をより緩やかな速度まで減速させる
2060 年に 11,000 人を目指す

※直近の国勢調査における確定人口に基づく推計人口のため、起算年度は2020 年度になります。



また、上記の目標を達成するためには、社会増減を±0人を目指し、合計特殊出生率の向上を図る必要があり、計画期間はこれらの水準達成の基礎づくりと位置づけ、今後5年間に於いて目指す令和11（2029）年度末の目標として次の目標を掲げます。

総合戦略における令和11年度（2029年）の目標

- ①社会動態の目標 社会増減±0人を目指す
- ②自然動態の目標 岩手県平均以上の合計特殊出生率を目指す

※①「住民基本台帳移動報告」（調査期間4/1～3/31）における社会増減数：基準値△29人（令和5年度）

※②「人口動態統計」（調査期間1/1～12/31）における合計特殊出生率：基準値1.01（令和4年度）

岩手県ふるさと振興総合戦略においては2026年に1.58以上を目指すとしている。

2. 国の総合戦略における施策の方向性

国の総合戦略における施策の方向性は以下のとおりとなっており、地方はこれを勘案した施策の検討が求められています。

【デジタルの力を活用した地方の社会課題解決】

- 1 地方に仕事をつくる
- 2 人の流れをつくる
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 魅力的な地域をつくる

地方のデジタル実装を下支え

【デジタル実装の基礎条件整備】

- 1 デジタル基盤の整備
- 2 デジタル人材の育成・確保
- 3 誰一人取り残されないための取組

3. 雫石町の地域ビジョンとしての基本目標

国の総合戦略における施策をもとに、本町における地方創生の実現のため、以下のとおり施策の体系を位置づけ、「基本目標」とそれを実現していくための具体的な施策・事業を提示します。

なお、ここで示す数値目標、基本的方向及び具体的施策と重要業績評価指標（KPI）については、総合計画との整合性を図りつつ、計画の効果検証により必要に応じて取り組みの見直しを行うこととします。

また、具体的な取り組みについては、本町単独で実施するものばかりではなく、「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」や「連携中枢都市圏」における本町の役割を念頭に置き、岩手県および盛岡広域圏の取り組みと連動させながら進めていくこととします。

施策の方向

国	県（基本目標）	町（基本目標）
① 地方に仕事をつくる 中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光DX等	(1) 岩手で働く やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指す	1 いきいきと仕事のできるまちづくり (ア) 農林業の振興 (イ) 商工業の振興 (ウ) 観光業の振興
② 人の流れをつくる 移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上等	(4) 岩手とつながる 関係人口や交流人口の拡大を図り、岩手と多様な形でつながることのできる社会を目指す	2 誰もが住みやすいまちづくり (ア) 移住者受入体制の整備と積極的な情報発信 (イ) 居住拠点の確保にかかる多面的支援 (ウ) 魅力的で快適な生活環境の提供
③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進等	(2) 岩手で育てる 社会全体で結婚、妊娠・出産、子育てを支援し、安心して子どもを生み育てられる社会を目指す	3 安心して結婚・出産・子育てができるまちづくり (ア) 結婚、妊娠から出産までの切れ目ない支援 (イ) 子育て・教育環境の充実
④ 魅力的な地域をつくる 地域生活圏、教育DX、医療・介護DX、地域交通・物流・インフラDX、防災DX等	(3) 岩手で暮らす 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す	4 特色ある地域づくりとみんなで支え合うまちづくり (ア) 特色ある地域づくりの推進 (イ) 地域で支え合う環境づくり (ウ) 関係人口の創出・拡大

第3章 施策と主な取り組み

基本目標1 いきいきと仕事のできるまちづくり



【数値目標】

指 標	基準値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
一人あたり町民所得水準	91.3%	95.0%以上

※県民経済計算、市町村民経済計算年報を基に、県民所得水準に対する町民所得水準の割合を算出。なお、令和5年度年報は令和3年度の計数（R3年度県民所得水準2,680千円、雫石町民所得水準2,448千円）。

【基本的方向】

本町の豊富かつ質の高い農林産物等の地域資源を活用した新たなビジネスや起業・創業への支援、6次産業化への取り組みを推進するとともに、地域産業を支える多様な人材の確保・育成と定着を図り、地域の産業力を強化します。

また、中核市である盛岡市に隣接した地理的条件を活かし、若い世代の安定した雇用を生み出す魅力ある「しごと」づくりを目指すとともに、広域自治体との連携によるインバウンド戦略の実施や地域資源等を活かした総合的な取り組みにより、観光客等の交流人口の増加を図ります。

【具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)】

(ア)農林業の振興

農地及び森林資源を有効活用しながら、農林業に従事する人を支援します。

(現状と課題)

- ・全国的に農林業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、地域活力の減退が懸念されているため、若い世代の確保・育成を図る必要があります。
- ・農業においては、生産・加工・販売と展開していく6次産業化を進める場合、これまでの「農業経営」のノウハウだけでは対応困難な領域となることから、商工業・観光業との連携が不可欠となります。
- ・林業においては、地域の森林資源の有効活用に向けて、バイオマスエネルギーとしての利活用、特用林産物の生産振興等、多面的な取り組みを模索しながら町産材の活用を図る必要があります。

① 農地の有効活用と農畜産物の生産振興

担い手への農地集積を促進し農地の有効活用を図るとともに、町内産の農畜産物を活用した6次産業化や特産品、加工品の開発等を推進し、農畜産物の付加価値を高め農業所得の向上を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)町農業産出額推計による農業産出額	73.1億円	87.7億円

※1)町独自調査による推計額。農業従事者の減少を抑え、農業所得の向上を図り産出額の上昇を目指すための指標。

《具体的な取り組み》

- ・地域計画（人・農地プラン：全7地区）関連制度や農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積の促進
- ・農林業・商工業・観光業の連携や他業種との連携を強化し、町内産農畜産物を活用した農産加工品の製造、販売、特産化の促進等6次産業化の推進

② 森林資源の活用

適切な森林施業による森林の健全育成を推進するとともに、町産材の地元活用やバイオマス等、多面的な活用を推進します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1) 民有林素材生産量	26,831m ³	30,000m ³

※1)岩手県木材需要と木材工業の現況。町内林業体への聞き取りによる素材生産量。森林資源活用を図るため、生産(伐採)量の確保を目指すための指標。

《具体的な取り組み》

- ・木材の地産地消の拡大と健全な森林循環の促進
- ・町産材を活用した薪等の燃料供給体制の構築による木質バイオマスエネルギーの有効利用
- ・民有林所有者による森林の伐採後の植栽・保育、間伐等の森林施業に対する支援の継続実施

③ 担い手・後継者の確保対策

次世代を担う若手農業後継者の育成や新規就農者の支援を充実させ、いきいきと農林業に従事する人材を支援します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)新規就農者数	2人	5人

※1)45歳以下の新規就農者の数（年間目標5人）。新たな担い手による就農状況を示す指標。

《具体的な取り組み》

- ・後継者や新規就農者の技術習得や経営向上に資する研修による、新規就農者支援の強化・充実
- ・次代を担う若手農業後継者の経営安定に資する経済的支援と営農が継続され発展するための支援
- ・地元小中学生が農林業に対する理解を深められる体験機会の充実
- ・農業の省力化・効率化に向けたスマート農業の導入支援や農作業の効率化に向けた支援

(イ)商工業の振興

事業者の経営力向上、事業承継、空き店舗を活用した起業やU・I・Jターン※を促進しながら、多様な就労環境をつくれます。

※U・I・Jターン…Uターン、Iターン、Jターンの総称。Uターンは、地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻る。Iターンは、出身地とは別の地方に移り住む。Jターンは、地方から都市部へ移住した者が生まれ故郷の近くの規模の小さい地方に戻り定住すること。

(現状と課題)

- ・ 商工業における小規模事業所では、事業経営者の高齢化が進み、後継者不足が課題となっており、事業承継における後継者の育成や新たな事業を展開する新規起業家の創業支援が求められています。
- ・ 本町では若者の転出が顕著となっていることから、進学等で町外に流出した若者が町内に戻り、安心して働くことのできる魅力ある就業の場の創出が必要となっています。
- ・ まちの中心に位置するよしゃれ通りに賑わいを創出し、利用客や商店街店主などの関係者にとって魅力ある商店街にすることが課題となっています。

① 創業支援と意欲ある事業者への経営支援

創業支援セミナーや起業家塾の開催を通じた農商工連携と6次産業化による創業を支援します。

また、経営力の向上、ビジネスマッチングによる機会の創出及び販路拡大を推進するとともに、意欲ある事業者に対する支援を行います。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)新規起業事業者数	3事業所	6事業所

※1)商工会新規加入事業者のうち新たに起業した事業者の数(年度ごと)。町内における雇用環境を図る新たな事業者の数を示す指標。

《具体的な取り組み》

- ・ 起業家の成長段階に応じたサポートと、事業者の経営活動を支援し、経営力向上、後継者育成の促進。
- ・ 起業家とNPO法人及び零石商工会等が連携した空き店舗の活用等、意欲ある事業者に対する支援
- ・ 新商品・新サービスの開発から流通まで、新たな事業活動に取り組む事業者の支援
- ・ 商談会等への出展や観光と連動した情報発信による販売機会の創出と新たな顧客づくりへの支援

② 多様な就労環境の整備

町内企業の求人情報の提供によりU・I・Jターンを促進するほか、金融機関と連携した金利上限を設ける貸付による資格取得支援をはじめ、地元雇用の促進、周辺自治体と連携した雇用マッチングの推進等、町に住みながら多様な就業環境を選択することができる取り組みを推進します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1) 町内で働くことができる雇用環境が整っている	12.2%	20.0%

※1) 町民意識調査による、雇用環境の満足度。

《具体的な取り組み》

- ・企業誘致の推進による就労環境の整備
- ・町内企業における人材確保、育成の支援と就業定着の促進
- ・首都圏等からのU・I・J ターン等の奨励による若者への支援

③ まちなかの賑わい創出

雫石町まちおこしセンターを中心に、商工会等と連携しながら誘客イベント等を展開し、中心市街地へ人の流れを誘導します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)中心商店街の営業店舗数	46 店舗	50 店舗

※1) (通称) 雫石よしやれ通り商店街の営業店舗数。魅力ある商店街を形成する店舗の営業状況を示す指標。

《具体的な取り組み》

- ・元祖しずくいし軽トラ市を核とした商店街の新たなイベントや活性化事業の支援
- ・まちおこしセンター事業の推進と、地域に根ざす開業支援による魅力ある商店街の形成
- ・多世代交流の中心となる「雫石よしやれ通り」における安全・安心な商店街環境の形成

(ウ)観光業の振興

観光関連産業を中心とした交流人口の拡大と観光消費額の増加による地域活性化を図るため、四季を通じた多様な観光メニューの確立と体験型・滞在型観光を推進するとともに、観光プロモーションの推進、広域連携による周遊観光の推進及び外国人観光客の誘客促進を図り、観光客の増加を目指します。

また、持続可能な観光地域づくりを視点に、地域の実情に応じて様々な分野が連携する観光地域づくりを推進するとともに、人材育成及び受入環境の整備推進並びに地域資源の保全を図ります。

(現状と課題)

- ・観光における交流人口の増加に向けて、人口減少により縮小する国内の旅行需要と多様なニーズを踏まえた誘客促進に加え、旅行需要の旺盛な海外旅行客をターゲットとした観光戦略を推進する必要があります。

① 持続可能な観光地域づくりと受入環境の整備

観光地域づくり法人(DMO)を中心として様々な分野の事業者や関係者が一体となった観光地域づくりと人材育成及び受入環境の整備を推進します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)観光消費額	22,472 百万円	30,115 百万円

※1) 岩手県観光統計の「観光入込客数」と「観光消費額」に基づき、町の観光入込客数で按分して算出した数値。

《具体的な取り組み》

- ・民間事業者、関係団体及び住民が関わる観光地域づくり法人（DMO）を中心として取り組む観光客の誘客促進、情報発信、人材育成及び受入環境の整備
- ・四季を通じた多様な観光商品の確立と観光プロモーション活動の推進
- ・地域資源を活用したアウトドア観光の推進
- ・持続可能な観光地域づくりを踏まえた自然環境や温泉地など地域資源の保全及び施設整備等
- ・観光地域づくり法人（DMO）と連携した観光二次交通ネットワーク整備等の推進

※ 観光地域づくり法人(DMO)…観光地域づくり法人は、マネジメントするエリアにより広域連携 DMO、地域連携 DMO、町内を範囲とする地域 DMO に分けられ、また、観光庁の登録制度として候補 DMO と登録 DMO に分けられる。一般社団法人しずくしい観光協会が、地域 DMO として令和6年度に登録 DMO に認定された。

② 滞在型観光の促進と観光DXの推進

広域自治体連携による滞在型観光の促進に加え、首都圏を中心とする観光客の誘客を促進し、特に地域経済に波及効果の高い宿泊客の増加を図ります。また、観光DXを推進するとともに、データの分析・利活用を踏まえた誘客促進と新たなビジネスモデルの創出を推進します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)観光宿泊客数	255,552人	308,000人

※1)「観光客入込調査報告」における宿泊客数。観光による経済波及状況を示す指標。

《具体的な取り組み》

- ・広域自治体連携による取り組みの推進
- ・付加価値を高めた着地型旅行商品及び長期滞在型旅行商品の造成並びに旅行商品販売等への支援
- ・デジタルマーケティングやメディアを活用した「旅マエ」「旅ナカ」「旅アト」の情報発信の強化
- ・都市農村交流による交流人口及び関係人口の拡大並びにグリーンツーリズムの推進
- ・鶯宿温泉スポーツエリアを核としたスポーツ・文化合宿や各種コンベンション等の誘致
- ・観光DXの推進とデータの分析・利活用を踏まえた誘客促進事業の推進

※ 観光DX…ウェブサイト等による情報発信や予約・決済が可能な地域サイトの構築のほか、受付業務のデジタル化による効率化、デジタル化によって収集されるデータの分析・利活用などにより、ビジネス戦略の再検討や新たなビジネスモデルの創出といった変革を行うもの。

③ 外国人観光客の誘客促進と受入環境の整備

外国人観光客に向けて、ニーズを踏まえた観光メニューの造成及び観光プロモーションの強化に加え、人材育成及び多言語に対応する施設整備など受入環境の整備を推進します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)外国人観光客数	44,311人	93,600人

※1)「観光客入込調査報告」(調査期間1/1～12/31)における外国人観光客数。外国人の受入状況を示す指標。

＜具体的な取り組み＞

- ・外国人観光客に向けた観光メニューの造成と旅行商品造成を推進
- ・急速に成長する東南アジア地域及び豪州地域を中心とする誘客促進と新たな観光市場の開拓を推進
- ・岩手県をはじめ、広域連携及び民間事業者の取り組みと連携した観光プロモーションの推進
- ・外国人観光客に向けた情報発信の強化と旅行関連イベントへの出展
- ・食や文化への対応、研修の実施、人材育成、施設整備など外国人観光客の受入環境の整備を推進

基本目標2 誰もが住みやすいまちづくり



【数値目標】

指標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
転入者数	377人	400人

※「住民基本台帳」(期間4/1～3/31)に基づく年間転入者数。

【基本的方向】

若者や子育て世代、高齢者等幅広い世代から選ばれる、住みたくなるまちを目指して、他自治体からの移住を推進するU・I・Jターンの取り組みを強化し、転入者の増加を図るほか、岩手県や盛岡広域中枢都市圏で取り組む移住促進対策とも連携し、本町への新しい「ひと」の流れの創出に取り組みます。

また、ライフステージに対応したきめ細かな定住促進の取り組みにより、子どもを産み育てる世代を中心に転出者の抑制を図ります。

【具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)】

(ア)移住者受入体制の整備と積極的な情報発信

移住者の受入体制を強化するとともに、積極的な情報発信による「住みたいまち」へのイメージアップを促進し、移住及び定住人口の増加を目指します。

(現状と課題)

- ・人との交流や関わりが変化したアフターコロナにおいて、移住相談者及び移住者が増加傾向にある現状を踏まえ、あらゆる媒体を活用した情報発信や移住フェアへの出展により町の住環境や魅力ある資源を広く周知するとともに、移住コーディネーターの配置によるワンストップによる相談支援体制を維持・強化していく必要があります。
- ・移住定住には費用負担も多いため慎重に検討される方が多い現状を踏まえ、移住を検討している方が事前に滞在し町の魅力や生活環境を体験できるお試し居住体験施設を活用する必要があります。

① 移住・定住相談支援窓口の設置

移住・定住希望者の相談受付から転入後のフォローまでワンストップでサポートし、移住・定住希望者にきめ細やかな対応するための総合的な支援体制を強化します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)移住相談件数	122 件	150 件
2)移住相談を通じた移住者数	29 人	35 人

※1)町の移住・定住相談支援窓口で直接移住相談に対応した年間対応件数(期間4/1～3/31)。移住相談体制の成果を示す指標。

※2)町の移住・定住相談支援窓口で直接移住相談に対応し、移住につながった年間移住者数(期間4/1～3/31)。直接的な成果を示す指標。

《具体的な取り組み》

- ・移住の募集、移住者の支援までワンストップでサポートするコーディネーターや団体の育成・支援
- ・移住相談員の配置と専門窓口の設置による移住・定住支援体制の強化
- ・オンラインやLINE等のツールを活用した多様な相談窓口の充実
- ・ふるさと回帰支援センター等、首都圏の移住拠点との連携強化
- ・首都圏における移住・定住促進PR活動の強化

② 「住みたいまち」へのイメージアップと情報発信の強化

様々なイベントで「住みたいまち」へのイメージアップを促進するとともに、町の魅力的な資源や移住・定住支援に関する情報を積極的に発信することにより、移住・定住の促進と新たな零石のファンの獲得を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1) 移住・定住イベント参加者数	177 人	210 人

※1) 町主催及び出展している移住希望者または定住者向けに開催したイベントの年間の参加者数。

《具体的な取り組み》

- ・移住ホームページや移住パンフレットの作成等、情報発信手段の充実
- ・ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用と併せた情報発信の推進
- ・新たな零石のファンの獲得とファンをつなぐ新たなネットワーク構築による情報拡散

- ・移住希望者と地域をつなぐ移住イベント及び体験型イベントの実施
- ・県や近隣市町との広域連携を通じた情報共有や情報発信の実施

③ 雫石暮らしお試し居住体験の実施

移住希望者に対し、雫石で暮らす楽しさを体験できるプログラムや宿泊体験施設の提供により、移住を決定するためのサポートを行います。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)お試し居住体験数	21組	30組

※1)お試し居住を体験した組数(のべ数)。本町への移住に興味を持ちその先の行動へつなげた方の数を表す指標。

《具体的な取り組み》

- ・移住希望者に対するお試し居住体験施設の提供
- ・移住体験ツアーや首都圏等の学生を対象とした体験型メニューの提供

(イ)居住拠点の確保に対する多面的支援

移住・定住希望者が居住施設を確保するため、土地や建物取得等に関する多面的な支援を行います。

(現状と課題)

- ・移住する際の不安については、「仕事を見つける」と「年をとった時の生活環境」を挙げる方が多く、また「移住のための住宅取得等お金がかかる」といった費用の問題が課題の一つとなっています。さらに、人口減少に伴い、空き家は増えているものの住環境の改善が必要な物件も多く、移住・定住に繋がる物件が少ないのも課題となっています。

① 空き家を利活用した定住の推進

移住・定住希望者の住宅取得希望をはじめ、移住・定住に関連する様々なニーズに対応するため、空き家の登録や改修を推進し、移住者の拡大と転出者の抑制を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)空き家バンク登録件数	69件	105件

※1)空き家バンクに登録している空き家の登録物件数(のべ数)。移住に関する受入体制の充実度を示す指標。

《具体的な取り組み》

- ・空き家の実態調査及びフォローアップの実施と空き家バンクの充実
- ・空き家の所有者及び移住希望者が空き家を定住者用に活用する場合の支援

② 移住・定住希望者の新築住宅取得に対する支援

移住・定住希望者のニーズに対応する土地及び住宅の取得支援等、移住・定住者の増加を推進します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)住宅新築数	28戸	42戸

※1)新築住宅の年間着工件数。移住者ばかりでなく、町民が町内に留まり生活拠点を構える状況を示す指標。

《具体的な取り組み》

- ・ 移住・定住希望者のニーズに対応するため、土地情報の取得及び提供
- ・ 若者、子育て世帯向けのほか、移住・定住希望者への住宅取得に対応する多面的な支援

③ 公営住宅施設の利用拡大

将来の社会福祉ニーズを見据えた誰もが利用しやすい公営住宅の整備と適切な管理運営により、定住者に住みよい居住空間を提供します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1) 定住促進住宅施設入居率	95%	95%

※1) 定住促進住宅の入居率。移住者向け公設住宅の入居状況を示す指標。

《具体的な取り組み》

- ・ 将来の社会福祉ニーズを見据えた計画的な公営住宅及び周辺環境の整備
- ・ 公営住宅の適正な維持管理による誰もが住みやすい居住空間の提供

(ウ) 魅力的で快適な生活環境の提供

多様な居住スタイルに適応可能な、誰もが住みやすい魅力的で快適な生活環境を整えます。

(現状と課題)

- ・ 誰もが住みやすいまちづくりを推進するため、公園、道路、上下水道及び町営住宅といったインフラの適切な維持管理及び長寿命化を図る必要があります。

① 生活環境の充実と利便性が高い地域交通手段の確保

ライフステージやライフスタイルの変化に対応した生活インフラの計画的な整備と適切な維持管理により、生活利便性の向上と魅力的な環境づくりを推進するとともに、利用者の視点に沿った利便性の高い、身近で利用しやすい地域交通システムを提供します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1) 公共交通の満足度	25.9%	40.0%

※1) 町民意識調査における公共交通の満足度調査において「大変満足している」「やや満足している」と回答した人の割合。

《具体的な取り組み》

- ・ 利便性が高く、持続可能な交通サービスの形成
- ・ 公共交通機関同士の連携と行政・事業者・住民連携の構築
- ・ 利用者が公共交通の維持と利用に必要な情報を容易に入手できる環境の整備

基本目標3 安心して結婚・出産・子育てができるまちづくり



【数値目標】

指 標	基準値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
出生数	45 人	60 人

※「人口動態統計」（調査期間 1/1～12/31）における出生数。生まれてくる子どもの増加を目指す。

【基本的方向】

結婚を望んでいる独身者に対する活動支援や、安心して子どもを産み育て、健やかに成長できる環境づくりを推進し、結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージにおいて、切れ目のない支援を行うほか、地域全体で安心して子どもを守り育てる環境と、子どもたちが楽しく安心して教育を受けられる環境を充実させます。

【具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)】

(ア)結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援

結婚を望んでいる独身者に対する活動支援や、妊娠・出産を希望する住民が安心して出産・子育てができるように切れ目のない支援を行います。

（現状と課題）

- ・本町の有配偶率は令和2年では約57%で、男性と比較して女性の死別・離別率が高く、男性の20歳代から30歳代までの未婚率は約29%で県平均以上の状況にあり、新型コロナウイルス感染症拡大予防の影響により、婚姻行動が抑制されたことが要因ともなっています。
- ・本町の人口推移をみると、子どもを産み育てる中心世代である20歳代・30歳代の人口が少なく、出生数は1年間に50人を下回る状況となっています。
- ・本町における、1人の女性が一生に生む子どもの平均数である合計特殊出生率は、令和5年に1.05となっており、国、県の水準を下回る状況にあります。

① 結婚・家庭に希望を持てる体制づくり

結婚をしたいと願う独身者に対して、町と民間団体等が連携した婚活イベントやマッチング支援に取り組み、子育て支援を充実させることで、20歳代、30歳代の人口の増加を目指します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)婚活イベント終了後のお見合い数	6 件	10 件

※1)婚活イベント終了後のお見合い（のべ数）。成婚に向けての進捗状況を示す指標。

＜具体的な取り組み＞

- ・民間団体等との連携した婚活イベントの開催
- ・結婚に伴う新生活の経済的支援の実施

② 出産したいと思える体制づくり

出生数及び合計特殊出生率が共に減少していることから、子育ての中心となる世代がこのまちで子どもを産み育てたいと思える環境を整備します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1) ママパパ学級への参加割合	35%	35%

※1) ママパパ学級対象組数に対する、参加組数の割合。

《具体的な取り組み》

- ・ 子どもを産み育てる世代に対する支援及びニーズに沿った情報の発信
- ・ 妊婦やその夫を対象とした出産や育児に関する教室の開催
- ・ 子どもと過ごす楽しさを実感する体験の場の提供
- ・ 妊産婦医療費助成の所得制限の撤廃による支援

③ 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援の実施

全ての妊産婦や子ども、子育て世帯に対する一体的な相談支援を行う『こども家庭センター』の設置により、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うとともに、子育てにかかる孤独感・不安感の軽減に向けて、出産後の母子への心身のケアと育児サポートや経済的支援等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の強化を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1) 今後も雫石町で子育てをしたいと思う人の割合	97.7%	98.0%

※1) 「保健福祉計画子どもプラン（令和7年度から「こども計画」）」により、3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の問診項目において、「思う」「どちらかといえば思う」と答えた人の割合。

《具体的な取り組み》

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない総合的相談体制の整備
- ・ 訪問型産後ケアの実施による助言及び指導の実施や産後のメンタルヘルスケアに係るサービスの検討
- ・ 伴走型相談支援及び経済的支援の実施
- ・ ハイリスク妊産婦アクセス支援事業の実施
- ・ 安心して医療を受診するための医療費助成の充実による経済的負担の軽減
- ・ 町独自の出産祝金や保育料無償化、子育て応援副食費給付等による子育て世帯への経済的支援

(イ) 子育て・教育環境の充実

地域全体で安心して子どもを守り育てる環境を推進するとともに、子育て世代が働きやすい環境と、子どもたちが楽しく安心して教育を受けられる環境をつくります。

(現状と課題)

- ・ 全国的に子育てに関連する経済的負担の軽減が進む中、子育て世代へのヒアリング調査結果によると、医療費の無償化や特別保育、学童保育や児童館等の事業について、近隣自治体と比較し概ね満足度が高い状況にありますが、一時保育利用者の負担が大きいとの意見もあります。

- ・母親の就労環境については、子育てを行いながらも働きやすい環境で働けることが求められています。
- ・子どもが地元への愛着と誇りを持って健やかに育つための地域全体の取り組みが重要となります。

① 地域で子育てに関わる「子育て※」環境の充実

地域全体で子どもを守り育て、全世代が交流する機会をつくることで、子どもたちが地域に愛着を深めるとともに、「子育て」を推進する環境を整えます。

※ 子育て…子どもが「自ら育っていく力」を身につけること、自らの力で生きる・成長すること。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)子どもの居場所づくり事業実施回数	5回	12回

※1) 子育て子ども食堂等、子どもの場所づくりに係る事業の実施回数。子ども同士の交流や地域と子どもの交流状況を表す指標。

《具体的な取り組み》

- ・子育て子ども食堂の実施等による全世代や地域住民との交流が出来る場の提供
- ・子育て支援センター事業等による保護者同士の情報交換や遊びを通した子ども同士の交流の場の提供
- ・つどいの広場事業等による親子間の交流の場の提供

② ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の推進

子育て世代が、働きながらも安心して子育てに集中できる労働環境を整えます。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)町内事業所等の育児休暇取得率	64.0%	90.0%

※1) 雇用状況調査による、町内事業所等における育児休暇の取得率。

《具体的な取り組み》

- ・子育てがしやすい労働環境を整える企業の取り組み支援
- ・子育て世代が安心して働くことのできる労働環境の改善支援
- ・保育待機児童をゼロにするために、保育環境の改善と小規模保育、家庭的保育等の導入検討
- ・特別保育の充実による働きながらも安心して子育てができる保育サービスの提供

③ 学校環境の充実

健やかな子どもたちの育成とともに、子どもたちが楽しく安心して教育を受けられる環境の整備と、自校給食方式を活かし旬な地元食材をより多く使用するとともに、学校給食費の負担軽減を進めます。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)「学校に行くのが楽しい」と思う児童の割合(小学校)	83.4%	岩手県平均以上
2)「学校に行くのが楽しい」と思う生徒の割合(中学校)	87.3%	岩手県平均以上

※1)、2)「全国学力・学習状況調査」における同質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した子どもの割合。楽しく教育を受けることのできる状況を示す指標。

≪具体的な取り組み≫

- ・子どもの健やかな心を育み可能性を伸ばす教育の推進
- ・安全で快適な学校生活を送るための環境と、安心して教育を受けられる環境の充実
- ・地元の食材を十分に使用した雫石ならではの魅力的な給食の提供と給食費の経済的支援

基本目標4 特色ある地域づくりとみんなで支え合うまちづくり



【数値目標】

指 標	基準値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
地域運営組織数	2組織	4組織

※各地域において住民自らが策定した地域づくりに関する計画を実践するための運営組織数。地域の潜在的な連帯力や地域力を発揮できる体制を整備し、社会情勢の変化に柔軟に適応できる地域づくりを目指す。

【基本的方向】

雫石地区・御所地区・御明神地区・西山地区それぞれの豊かな地域資源を活かし、人と人、地域と地域、町民と行政が連携し、地域の特性や状況に応じた4地区別の特色ある地域づくりを推進します。

地域の人たちや学校、行政がみんなで支え合い、地域の歴史・文化・伝統芸能等の継承や生涯学習の機会を充実するとともに、しずくいし版コミュニティ・スクールを推進し、5つの小学校区における子どもたちの学力向上及び健全育成を支援し、子どもたちの自己肯定感を育む「子育て」の支援と、5つの小学校の存続に取り組みます。

加えて、高齢者や障がい者等の生活弱者に対する家庭や地域が担ってきた役割を見つめ直し、住民同士の見守りや支え合いを強化し、誰もが住み慣れた地域で生きがいを感じ、元気に自分らしくいきいきと健康的な生活を営むことができる環境づくりを推進します。

また、過去の災害の経験を踏まえ、地域コミュニティ組織等の基盤を強化する等地域防災力向上に取り組めます。

【具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)】

(ア)特色ある地域づくりの推進

住民が主体となった地域の魅力を向上させる取り組みを支援します。

(現状と課題)

- ・各地域で子どもや若者が減り高齢者が増えていく中で、日常生活や地域活動等、様々な分野に課題を抱えていることから、行政区や地域コミュニティ組織等の枠を超えた「地域で支え合う力」を強化するとともに、地域におけるリーダーや担い手の育成が重要となってきます。
- ・各コミュニティ組織等へのヒアリング調査の結果によると、「高齢化」と「少子化」を現状とした担い手不足を課題に挙げる団体が多く、規模に関わらずいずれの団体も地域課題として認識している状況となっています。こうした中、地域の歴史・文化・芸能を未来につないでいく取り組みも重要となってきます。

- ・統廃合を行った小学校の廃校舎について、避難所や投票所等の機能と合わせ、地域コミュニティの拠点施設としてのあり方を検討する必要があります。

① 魅力あふれる地域づくりの推進

各地域が持つ地域力が発揮され、多様化する地域課題を自ら解決するための、主体的な住民活動を支援するとともに、住民が互いに助け合い、地域をより良くすることを目的として行われる地域コミュニティ組織の活動が多方面に発展できるように支援します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)「地域づくり計画」※に基づき実施された事業数	12事業	25事業

※1)「地域づくり計画」に基づき各地域で主体的に行われる事業数。地域における特色ある活動状況を示す指標。

《具体的な取り組み》

- ・「地域づくり計画」に基づくまちづくり活動の推進
- ・地域住民が主体的に地域コミュニティ活動を行うための支援
- ・「美しく魅力あるまちづくり」や「ひとにやさしいまちづくり」の推進
- ・町民が意欲的にまちづくり活動を行うための支援
- ・地域の歴史や文化財の保護・保存、文化芸術活動の振興

※ 地域づくり計画…本町では人口減少に負けない地域をつくるため、各地区で地域住民の参加による「地域づくり会議」を開催し、地域の将来像や目標を定め、住民の方々が取り組む内容を盛り込んだ「地域づくり計画」を策定しています。

② 地区公民館や小学校区を中心とした地域拠点機能の集約

まちづくり活動を円滑に行うため、行政と地域の間で支援を行う人材を配置するとともに、地域住民が主体となって行う活動の拠点機能の公共施設への集約や、小学校跡地の活用策の検討等、コンパクト・プラス・ネットワークに基づく「交流拠点」の整備検討を行い、地域課題の解決に向けた取り組みを支援します。

また、行政だけでなく、住民、企業、NPO等、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できるよう、多様な人々が活躍できる環境づくりを積極的に進めます。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)地域コーディネーター配置人数	6人	10人

※1)町が採用し設置する人数。協働のまちづくりや地域活動を先導する人材の活用状況を示す指標。

《具体的な取り組み》

- ・地域活動を先導する地域人材の育成や新たな地域の担い手の創出をするための協働事業の推進
- ・地域と学校、民間等をつなぐ「地域コーディネーター」（「地域おこし協力隊」及び「集落支援員」等）の活用
- ・住民活動を全面的に支援するための地域活動拠点機能の公共施設等への集約
- ・学校跡地、未利用施設等を活用した地域活動拠点化の検討
- ・地域の生活を守る中心機能を集約した「小さな拠点」や地域運営組織の形成

③ 地域との協働による学校づくり

生涯学習や子どもたちの学力向上及び健全育成等、地域ぐるみで学習する体制を整え、地域に根ざした魅力あふれる学校づくりの実現と、小学校、中学校の児童・生徒の学ぶ機会をつくります。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)将来の夢や目標をもっている児童の割合	87%	岩手県平均以上
2)将来の夢や目標をもっている生徒の割合	73%	岩手県平均以上

※1)2)「岩手県小・中学校学習定着度状況調査」における同質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した子どもの割合。地域の学校への進学・就職等夢や目標をもっていることを示す指標

《具体的な取り組み》

- ・コミュニティ・スクールやキャリア教育の実施等、地域力を活かした教育の取り組み
- ・郷土愛を育む、地域を学ぶ機会の創出
- ・子どもたちの「自分で考え、行動することができる力」を身につける取り組みの推進

(イ)地域で支え合う環境づくり

地域防災力の強化と多職種連携による地域包括ケアシステムの充実により、誰もが地域で安心して暮らせる環境を整備します。

(現状と課題)

- ・平成25年の大雨洪水災害時より、地域コミュニティにおける自主防災組織の重要性が見直され、地域における防災活動の強化がますます重要となっています。
- ・高齢者が増加する中、医療機関や高齢者介護施設の定員不足が見込まれ、在宅への「期待感」が高まりつつあります。
- ・町内では、居宅介護事業所と零石診療所、訪問看護ステーション等の連携による対応が徐々に進んでいますが、健康寿命の延伸や、介護予防、健康づくり活動への取り組みが重要な課題となっています。

① 自然災害を防止・軽減するための防災体制の強化

町民が自主的に防災活動を行い、災害による被害が軽減できるよう防災意識を啓発するとともに、地域における応急対応や防災力向上に取り組みます。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)避難行動要支援者対応訓練を実施した行政区の割合	89.2%	90.5%

※1)災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けを必要とする避難行動要支援者の避難経路の確認又は情報共有をその年に実施した行政区の割合。

《具体的な取り組み》

- ・町民による自主的な防災活動の推進
- ・自主防災組織の設立推進及び相互協力・連携の強化及びリーダーとなる人材の育成
- ・災害時避難行動要支援者支援体制の整備
- ・お互い様情報交換会の開催を通じた地域の情報共有の機会の創出と開催サポート

②「地域包括ケアシステム」の充実と全町民の「生涯健幸」づくり

高齢者及び障がい者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・医療・福祉の多職種が連携して必要な支援を行うとともに、地域で支え合う「地域包括ケアシステム」体制を推進します。全町民の「生涯健幸」づくりを推進し、健康寿命の延伸、メタボリックシンドロームの解消、介護予防、生きがいづくりを目指します。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)運動や食生活等の生活習慣の改善に既に取り組んでいる人の割合	18.4%	39.9%
2)元気高齢者の割合	81.6%	79.0%
3)メタボリックシンドローム該当者割合	42.0% (R4)	32.5%

※1)特定健診における生活習慣質問項目に対する回答から割り出した数値。

※2)第1号被保険者数のうち、要介護（支援）認定を受けていない第1号被保険者数の割合。

※3)零石町国保加入者における特定健康診査を受けた者から割り出した割合。

《具体的な取り組み》

- ・健康寿命の延伸を図る全町民の心と体の健康づくり
- ・各種講座やスポーツを通じた交流及び健康づくりと住民主体による健康活動の取り組み支援
- ・長期にわたる療養や介護を必要とする患者の生活の質を重視する在宅医療の充実
- ・医療・介護・福祉の多職種連携による分野横断的な支援体制の構築
- ・高齢者等を対象とした貸家住宅や空き家の活用による住まいの確保や生活の支援
- ・買物困難地区における移動販売を活用した一人暮らし高齢者等の見守りや健康づくり活動の支援

(ウ)関係人口の創出・拡大

「関係人口」とは、町外に住みながら観光に来た交流人口でもなく、移住した定住人口でもない、地域やまちづくりに多様に関わったり、何らかの形で応援してくれたりする人々を指します。このような関係人口を創出・拡大し、地域の担い手となる新たな人材を創出・育成することによって、地域の新たな魅力創造や持続的な地域活動の推進、誰もが居場所と役割のあるコミュニティの創出等を推進します。

(現状と課題)

- ・地域の人口が減少し、高齢化が進んでおり、地域活動を支える担い手不足が課題となっています。
- ・本町は、観光をはじめ、地域内外の多様な主体とのつながりが生まれ、活発な交流があることから、多様化する地域課題の解決や地域経済の活性化を図るために、このような主体とのつながりを生かして、取り組んでいくことが必要です。
- ・地域コミュニティの維持や地域経済を活性化していくために、ふるさと納税制度の活用や地域内外との交流を拡大し、特定の地域に頻繁に通ったり、頻繁に通わなくても、何らかの形で地域を応援し、多様な形で関わる「関係人口」を増やしていくことが重要です。

① 関係人口の創出・拡大とまちづくりへの参画の推進

地域の新たな魅力創造及び地域の担い手となる新たな人材を創出・育成を推進しながら、町事業への

参画を促進し、機会の創出や各団体との連携に取り組みます。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)町外からの協働事業参画者数	90人	200人

※1)町外から地域づくり活動等、町の協働事業に参画した方の年間のべ人数

《具体的な取り組み》

- ・関係人口の創出・拡大とまちづくりへの参画を推進するシティプロモーションの展開
- ・多様な形で様々な主体と関わる機会の創出や仕組みづくりと企業等との連携協定の促進
- ・地域が必要とする支援と秀でた知識やスキルを生かして社会貢献するプロボノ活動※をマッチングするための中間支援機能の形成支援
- ・関係人口を含めた新たな人材と地域をつなぐコーディネーターの設置及びワンストップ窓口の設置

※プロボノ活動…各分野の専門家が、職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献するボランティア全般活動。また、それに参加する専門家自身。

② 地域資源を活用したふるさと納税の推進

雫石町の地域資源を活用した返礼品の充実やふるさと納税サイトの充実、さらなる町のPR等の拡充により、ふるさと納税をきっかけとした関係人口の創出・拡大に取り組みます。

重要業績評価指標(KPI)	令和5年度	令和11年度
1)ふるさと納税のリピーター数	2,326人	4,000人

※1)2022.4.1以降、ふるさと納税をした寄附者の年間リピーターののべ総数。(令和5年度の基準として、2022.4.1～2024.3.31の2年間の寄附リピート回数)

《具体的な取り組み》

- ・ふるさと納税を推進するための納税サイトの整備と体制づくり
- ・返礼品事業者および魅力ある返礼品の拡大と事業者サポート体制の強化
- ・ふるさと納税を通じた効果的な情報発信と交流人口・関係人口の増加
- ・企業版ふるさと納税を活用した事業の実施

【参考資料】

SDGs（持続可能な開発目標）とは、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標です。

持続可能な絵会を実現するためのゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを基本方針としています。



SDGsに掲げる 17 のゴール		
目標1 貧困をなくそう	目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標13 気候変動に具体的な対策を
目標2 飢餓をゼロに	目標8 働きがいも経済成長も	目標14 海の豊かさを守ろう
目標3 すべての人に健康と福祉を	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標15 陸の豊かさを守ろう
目標4 質の高い教育をみんなに	目標10 人や国の不平等をなくそう	目標16 平和と公正をすべての人に
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	目標11 住み続けられるまちづくりを	目標17 パートナリシップで目標を達成しよう
目標6 安全な水とトイレを世界中に	目標12 つくる責任 つかう責任	

【参照】持続可能な開発のための2030アジェンダ（国際連合広報センター）

SDGsが掲げる「誰一人として取り残さない」という基本方針は、第3期雫石町総合戦略にも通じるため、本町においても、計画の推進・取り組みの展開を通して、未来につなぐ持続可能な社会の構築に取り組めます。

【SDGsに掲げる17のゴール】

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	各国内及び各国間の不平等を是正する
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

※ 公益財団法人地球環境戦略研究機関 IGES 作成による仮訳をベースに外務省編集

第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略

編集 令和 2年 3月(策定)

令和 4年 3月(第1次改訂)

令和 5年 3月(第2次改訂)

令和 6年 3月(第3次改訂)

第3期雫石町総合戦略

編集 令和 7年 3月(策定)

発行 岩手県雫石町総合政策課

〒020-0595

岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

TEL 019-692-6409(直通)

FAX 019-692-1311(代表)

URL <http://www.town.shizukuishi.iwate.jp>